

福岡市

建築物等に関する規制と手続き窓口一覧

原則として、確認申請書提出までに協議・手続き等を済ませて下さい。

許可・合議等の書類添付等がないと受付できないものがあります。

指定確認検査機関での確認も、同様をお願いします。

内容が改正されている場合があります。詳細は所管窓口でお尋ねください。

福岡市住宅都市みどり局建築指導部

(令和7年4月改正)

5 0 音索引

あ行							
アイランドシティ	P8、10	アスベスト	P7	一般廃棄物	P8	医薬品販売施設の許可・届出	P6
医療施設等の許可・届出	P6	雨水流出抑制	P4	液化石油ガスに関する法律	P11	屋外広告物	P4

か行							
海岸保全区域	P10	解体の届出 → 建設リサイクル法	P2	開発行為・開発許可	P1	香椎パークポート内の建築行為	P10
ガス事業法	P12	化製場	P6	河川工事予定区域	P4	火薬類取締法	P11
カラオケボックスの設置	P8	危険物の貯蔵	P10	C A S B E E → 建築物環境配慮	P1	急傾斜地崩壊危険区域	P11
区画整理 → 土地区画整理	P3	クリーニング業法	P6	計画道路	P3	景観	P3、9
警固断層	P2	下水道処理区域	P4	下水道法	P4	建設リサイクル法	P2
建築協定	P2	建築物衛生法	P6	建築物環境配慮	P1	建築紛争	P2
高圧ガス保安法	P11	高圧送電線	P12	公害関係法令に規定された施設	P7	興行場法	P5
航空法	P12	公衆浴場法	P5	工場立地法	P9	公有地の拡大の推進	P5
港湾法	P9、10	港湾隣接地域	P10	国定公園	P11	国土利用計画法	P5
ごみ収集	P8						

さ行							
災害危険区域	P11	砂防指定地	P11	産業廃棄物処理施設の設置	P8	市街化調整区域 → 開発許可	P1
事業系一般廃棄物	P8	地すべり防止区域	P11	自然公園	P11	自転車駐車施設	P5
自動車保管場所の設置義務	P2、5	自動車リサイクル解体業・破砕業	P8	集合住宅 → 特定集合住宅	P2	重要無線通信伝搬障害防止区域	P12
省エネルギー計画書	P1	浄化槽の設置	P6	消防法	P10	振動規制法	P7
診療所 → 医療施設	P6	森林伐採	P9	水質汚濁防止法	P7	生産緑地地区	P8
節水計画書	P1	騒音規制法	P7				

た行							
ダイオキシン類対策特別措置法	P7	大気汚染防止法	P7	大規模小売店舗	P9	大規模な土地取引	P5
宅地造成規制区域	P2	地下鉄近接区域	P10	地下鉄区域	P10	地区計画	P3
畜舎	P6	中高層条例 → 紛争予防条例	P2	駐車場設置	P2、5	電気事業法	P12
電波法	P12	特定建設作業	P7	特定建築物	P6	特定工場	P9
特定施設（下水道法関連）	P4	特定施設（バリアフリー法関連）	P1	特定粉じん排出等作業の届出	P7	特定まちづくりルール	P3
毒物劇物販売施設の登録・届出	P6	特別高圧送電線	P12	特別緑地保全地区	P4	都市ガス機器設置	P12
都市計画河川	P4	都市計画公園	P4	都市計画道路	P3	都市再開発施行区域	P2
土砂災害特別警戒区域	P11	土砂埋立て等の規制	P9	土壌汚染対策法	P7	土地区画整理地区	P3
土地の形質変更の届出	P7、8						

な行					
農業振興地域	P8	納骨堂	P6	農用地区域	P8

5 0 音索引

は行					
博多港景観形成指針	P9	バリアフリー法	P1	病院 → 医療施設	P6
風俗営業等	P12	風致地区	P4	福岡空港周辺の建築物等の高さ制限	P12
附置義務条例	P5	文化財保護法	P9	紛争予防条例	P2
墓地、埋葬等に関する法律	P6	ホテル → 旅館	P5、8		

ま行					
埋蔵文化財包蔵地	P9				

や行					
薬局の許可・届出	P6	浴場業	P5		

ら行					
リサイクル法	P2	流通業務地区	P9	理容師法	P6
旅館等設置	P5、8	緑地協定	P4	緑地保全林地区	P4
路外駐車場	P5				

わ行					
ワンルーム形式集合建築物	P2				

本庁4階	P1	●建築物の福祉環境整備協議	13階及び区役所	P7	○各種公害関係法令に規定された施設の設置		
		○節水型水利用等に関する指導			○特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出		
		●建築物のエネルギー消費性能の適合性判定			○建築物等の解体等工事に係る石綿事前調査結果の報告		
		○建築物のエネルギー消費性能に関する届出			○特定建設作業の届出		
		○建築物環境配慮に関する届出			○土地の形質の変更の届出		
		●開発行為等に関する制限			P8	○アイランドシティ内における施設整備等の届出	
	P2	●宅地造成規制区域での宅地造成等の規制		○事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所の設置の届出			
		○建築協定区域内の建築制限		○共同住宅における一般廃棄物の保管場所の設置の届出			
		○建築紛争の予防と調整に関する手続き		○産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処分業の許可			
		○建築物の解体工事、新築工事等		○自動車リサイクル解体業・破砕業の許可			
		●警固断層に着目した中高層建築物の耐震対策		○廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出（産業廃棄物：指定区域有り）			
		●都市再開発施行区域内の建築制限		○廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出（一般廃棄物：指定区域有り）			
	P3	●土地区画整理施行地区内の建築制限		14階	P9	○土砂埋立て等の行為の規制	
		○特定まちづくりルールに係わる協議対象行為				○森林伐採の届け出等	
		●地区計画等の区域内における建築行為等の規制（届出）				○埋蔵文化財包蔵地内における建築制限	
		●都市計画道路等（計画道路、交通広場）の区域内における建築の規制・許可及び区域への抵触確認に関する協議				○大規模小売店舗の新・増設の届出	
		○景観計画区域内の建築行為等の届出				○特定工場の建築・改修における緑地面積等の確保（届出）	
		○景観協定区域内の建築行為等の制限				●流通業務地区内の立地規制	
5～7階	P4	●屋外広告物の表示・設置禁止	本庁舎外	P10	○港湾隣接地域内（海岸保全区域内を除く）の工事等の許可		
					●屋外広告物の許可	○港湾隣接地域内（海岸保全区域内）の工事等の許可	
					○風致地区内の建築制限	○アイランドシティ内における建築行為等の届出	
					○緑地協定地区内の制限	○香椎パークポート内における建築行為等の届出	
					○特別緑地保全地区内の建築制限	●地下鉄区域内の建築規制	
					○緑地保全林地区内の建築制限	●地下鉄近接区域内の建築計画に関する協議	
	P5	●都市計画公園区域内の建築制限		外部機関	P11	○消防法に関する制限	
		○河川工事予定区域内での建築制限				○危険物の貯蔵・取扱いの制限等	
		●都市計画河川の区域内における建築制限				P12	○重要無線通信伝搬障害防止区域内における高層建築物等に係る届出
		●下水道処理区域内における排水設備設置義務					○福岡空港周辺（福岡市及び周辺市町村）の建築物等の高さ制限
		○下水道法に係る特定施設設置届出					○風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、店舗型性風俗特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の届出
		○貯留や浸透による雨水流出抑制に係る協議					○特別高圧送電線線下周辺の造成及び建築等行為
10階	P6	●理容所、美容所の開設	○重要無線通信伝搬障害防止区域内における高層建築物等に係る届出				
				○クリーニング所の営業	○福岡空港周辺（福岡市及び周辺市町村）の建築物等の高さ制限		
				○化製場、畜舎等の設置	○風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、店舗型性風俗特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の届出		
				○特定建築物の届出	○特別高圧送電線線下周辺の造成及び建築等行為		
				○納骨堂の経営	○3階以上の共同住宅に設ける都市ガス機器設置		
				●浄化槽の設置			
12階・区役所及び本庁舎外	P6	○医療施設等の許可・届出					
		○薬局、医薬品販売施設、医療機器販売（貸与）施設の許可・届出、毒物劇物販売施設の登録・届出					

●：建築基準関係規定（建築基準法第6条第1項） ○：その他の規定

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
建築物の福祉環境整備協議 【対象】 ○不特定多数が利用する施設 （専用住宅・倉庫を除く施設(テナント未定含)が対象) ○共同住宅、事務所、工場は延べ面積 2,000㎡以上 【手続き】 ○所管部署への特定施設新設等事前協議書の提出（確認申請の14日前） ○確認申請書に特定施設新設等事前協議書（写）を添付	●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） ○福岡市福祉のまちづくり条例	<本庁4階> 住宅都市みどり局 建築審査課 711-4774 ※届出様式・記載要領は、福岡市HPを参照	受付前
節水型水利用等に関する指導 【対象】 ○延べ面積5,000㎡以上（再生水利用下水道事業区域内では3,000㎡以上）の大型建築物（専用用途(共同住宅・倉庫・駐車場)は除く） 【手続き】 ○節水計画書の提出（申請30日前）	○福岡市節水推進条例		
建築物のエネルギー消費性能の適合性判定 【対象】 ○非住宅部分の延べ面積300㎡以上の新築、増改築 （平成29年4月に現に存する建物の増改築については増改築面積が増改築後面積の2分の1以下である場合を除く） 【手続き】 ○建築物エネルギー消費性能適合性判定	●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	<本庁4階> 住宅都市みどり局 建築審査課 711-4583	
建築物のエネルギー消費性能に関する届出 【対象】 ○延べ面積300㎡以上の新築 ○増改築部分の延べ面積300㎡以上の増改築 ※（建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象建築物を除く） 【手続き】 ○エネルギー消費性能確保計画の届出（着工予定日の21日前迄） ※届出に併せ国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出した場合、工事着手日の3日前まで	○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律		
建築物環境配慮に関する届出 【対象】 ○延べ面積5,000㎡以上の大型建築物 【手続き】 ○建築物環境配慮計画書の提出（着工予定日の21日前迄）	○福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱		
開発行為等に関する制限 【対象】 ○開発行為（開発面積が1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を伴うもの） ○開発許可を受けた開発区域内の建築行為 ○市街化調整区域内の開発行為又は建築行為 【手続き】 ○所管部署との協議、許可等手続き及び確認申請書に許可証(写)又は開発行為等適合証明書の添付	●都市計画法 第29条、第34条、第35条の2、第42条、第43条	<本庁4階> 住宅都市みどり局 開発・盛土指導課 711-4587 ※届出様式・記載要領は、福岡市HP申請書ダウンロードを参照	

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
宅地造成規制区域での宅地造成等の規制 【手続き】 ○所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可証(写)又は宅地造成適合証明書の添付	●宅地造成等規制法 第8条	<本庁4階> 住宅都市みどり局 開発・盛土指導課 711-4587 ※届出様式・記載要領は、福岡市HP申請書ダウンロードを参照	受付前
建築協定区域内の建築制限 【手続き】 ○建築協定運営委員会と協議の上承認書を受領 ○承認書の写しを所管部署へ提出及び確認申請書に合議押印	○建築基準法 第69条	<本庁4階> 住宅都市みどり局 建築調整課 711-4581	
建築紛争の予防と調整に関する手続き 【対象】 ①中高層建築物（高さ10mを超える建築物） ②ワンルーム形式集合建築物(35㎡以下の住戸が5以上かつ階数が2以上の集合住宅) ③特定集合住宅（住戸の数が10以上の集合住宅） 【手続き】 ○所管部署への報告書・協議書の提出 ①標識設置報告書(申請30日前)、事前説明報告書(同20日前) ②標識設置報告書(申請30日前)、事前説明報告書(同14日前)、事前協議書(同14日前) ③自動車保管場所設置計画協議書（申請14日前） ○確認申請書に手続済を証する合議押印	○福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例	<本庁4階> 住宅都市みどり局 建築調整課 711-4777 ※様式は福岡市HP参照	
建築物の解体工事、新築工事等 【対象】 ○建築物の解体工事 80㎡以上、 建築物の新築・増築 500㎡以上 ○建築物の修繕・模様替 1億円以上、 土木工事等 500万円以上 【手続き】 ○所管部署への届出書の提出（着工の7日前迄）	○建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	<本庁4階> 住宅都市みどり局 建築物安全推進課 空家対策・リサイクル係 711-4574	着工前
警固断層に着目した中高層建築物の耐震対策 【手続き】 ○該当建築物は、建築計画概要書に必要事項を記入	●福岡市建築基準法施行条例 第6条の2	<本庁4階> 住宅都市みどり局 建築物安全推進課 711-4580	受付前
都市再開発施行区域内の建築制限 【手続き】 ○所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可書(写)を添付	●都市計画法 第53条 ○都市再開発法 第66条	<本庁4階> 住宅都市みどり局 地域計画課 711-4430	

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
土地区画整理施行地区内の建築制限 【手続き】 ○所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可書(写)を添付 (換地処分公告がなされる迄の間)	○土地区画整理法 第76条 ●都市計画法 第53条	[貝塚地区] <本庁3階> 住宅都市みどり局 SmartEAST基盤整備課 711-4142 [その他] <本庁4階> 住宅都市みどり局 地域計画課 711-4430	受付前
特定まちづくりルールに係わる協議対象行為 【手続き】 ○該当する特定まちづくりルールを策定した地域まちづくり協議会と協議 ○所管部局へ協議結果報告書の提出	○福岡市地域まちづくり推進 要綱 第8条	[協議先] 天神明治通り街づくり協議会 737-6188 香陵校区まちづくり協議会 663-4485 西中洲地区街づくり協議会 761-0085 箱崎まちづくり委員会 641-0525 草ヶ江校区まちづくり協議会 262-0825 雑餉隈駅周辺まちづくり協議会 572-1153 [所管部局] <本庁4階> 住宅都市みどり局 地域計画課 711-4430	
地区計画等の区域内における建築行為等の規制 (届出) 【手続き】 ○所管部署への届出 ○確認申請書に適合通知(写)を添付又は協議を証する合議押印	○都市計画法 第58条の2 ○集落地域整備法 第6条 ●建築基準法 第3章第7節	<本庁4階> 住宅都市みどり局 都市計画課 711-4388 ※様式は、福岡市HPを参照	
都市計画道路等(計画道路、交通広場)の区域内における建築の規制・許可及び区域への抵触確認に関する協議 【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請書に許可書(写)または承認書(写)を添付	●都市計画法 第53条	<本庁4階> 住宅都市みどり局 交通計画課 711-4393	
景観計画区域内の建築行為等の届出 【対象】 ○高さが31m[歴史・伝統ゾーン15m(※沿道区域は全て)、山の辺・田園／海浜ゾーン10m]を超え、又は延べ面積が10,000㎡[同1,500㎡(※沿道区域は全て)、同1,000㎡]を超える建築物 ○高さが31m[歴史・伝統ゾーン15m(※沿道区域は全て)、山の辺・田園／海浜ゾーン10m]を超える工作物等 ○高架道路等の工作物で幅員が10m超又は長さが30m超 ○高度地区又は総合設計の許可等を受ける建築物 ○都市景観形成地区指定区域内の建築物等 【手続き】 ○所管部署との協議及び届出	○景観法第16条 ○福岡市都市景観条例	<本庁4階> 住宅都市みどり局 都市景観室 711-4589	
景観協定区域内の建築行為等の制限 【手続き】 ○景観協定運営委員会と協議の上承認書を受領	○景観法 第4章		

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
屋外広告物の表示・設置禁止 【対象】 ○禁止地域では原則 5 m ² 以内の自家用広告物を除き、屋外広告物は表示・設置できません。 （九州縦貫自動車道及び両側500mの範囲については要協議）	●屋外広告物法 ○福岡市屋外広告物条例 第3条	<本庁4階> 住宅都市みどり局 都市景観室 711-4395	確認迄
屋外広告物の許可 【手続き】 ○上記の禁止地域以外に表示・設置する際は、原則として許可を受けて下さい。	●屋外広告物法 ○福岡市屋外広告物条例 第5条		
風致地区内の建築制限 【手続き】 ○所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可証(写)を添付	○都市計画法 第8条 ○福岡市風致地区内建築等規制条例 第2条、第7条	<本庁4階> 住宅都市みどり局 みどり推進課	受付前
緑地協定地区内の制限 【手続き】 ○緑地協定運営委員会と協議の上、緑地協定書に基づき、委員会へ申請等を行う	○都市緑地法 第45条 ○福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例第13条、条例施行規則第5条 ○福岡市緑地協定推進実施要綱		
特別緑地保全地区内の建築制限 【手続き】 ○所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可証(写)を添付	○都市緑地法 第14条		
緑地保全林地区内の建築制限 【手続き】 ○所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可証(写)を添付	○福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例 第8条	<本庁4階> 住宅都市みどり局 みどり企画課 711-4446	
都市計画公園区域内の建築制限 【手続き】 ○所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可証(写)を添付	●都市計画法 第53条		
河川工事予定区域内での建築制限 【対象】 ○河川隣接区域 【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請書に承認を証する合議押印	○河川法 第57条、第58条	<本庁5階> 道路下水道局 河川課 711-4497	
都市計画河川の区域内における建築制限 【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請書に許可等を証する合議押印	●都市計画法 第53条	<本庁6階> 道路下水道局 河川計画課 711-4528	
下水道処理区域内における排水設備設置義務 【手続き】 ○排水設備新設等計画確認申請書の提出(着工30日前) ※油脂類を含む汚水を排出する事業所(飲食店等)は、必ず「グリース阻集器」を設置すること。	●下水道法 第10条、第30条等 ●建築基準法関係規定 (昭和50年建設省告示第1597号) ○福岡市下水道条例 第6条	<本庁6階> 道路下水道局 下水道管理課 711-4534	施設設計時
下水道法に係る特定施設設置届出 【手続き】 ○特定施設設置届出書の提出(設置60日前)	○下水道法 第12条の3第1項	<本庁7階> 道路下水道局 水質管理課 711-4512	工事着工前
貯留や浸透による雨水流出抑制に係る協議 【対象】 ○敷地面積が1,000m ² 以上の施設の新設・改築時 【手続き】 ○所管部署との協議及び排水設備新設等計画確認申請書に承認を証する合議押印	○水循環基本法 第7条 ○雨水の利用の推進に関する法律 第5条	<本庁6階> 道路下水道局 下水道計画課 711-4515	施設設計時

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
駐車施設附置義務	●駐車場法 第20条 ○福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例		
【対象】 ○商業・近商・駐車場整備地区での建物用途、面積による駐車施設の附置義務			
【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請書に承認印（附置義務）の押印された審査願概要書及び承認図添付 ○完了検査までに完了届兼確認書（附置義務）への承認印押印			
路外駐車場の届出（一般の用に供される）	○駐車場法 第11条、第12条	<本庁 6 階> 道路下水道局 駐車場施設課 711-4443	受付前
【対象】 ○駐車場車室床面積が 500㎡以上のもの			
【手続き】 ○完了検査前までに検査確認書（路外駐車場）を受領			
自転車駐車施設附置義務	●自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第5条、第4項 ○福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例		
【対象】 ○商業、近隣商業地域での建物用途、面積による自転車駐車施設の附置義務			
【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請書に承認印（附置義務）の押印された審査願概要書及び承認図添付 ○完了検査前までに完了届兼確認書（附置義務）への承認印押印			
大規模な土地取引に係る利用目的の審査	○国土利用計画法第23条	<本庁10階> 財政局 財産管理課 711-4176	土地取引契約日を含め2週間以内
【対象】 ○市街化区域：2,000㎡以上 ○市街化調整区域：5,000㎡以上 ○都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上			
【手続き】 ○所轄部署へ届出書を提出（申請時に契約書の写し・位置図・字図等を添付）			
土地の一定期間の譲渡規制	○公有地の拡大の推進に関する法律 第4条第1項	※届出様式・記載要領は、福岡市HP申請書ダウンロードを参照のこと	土地取引契約前
【対象】 ①都市計画施設の区域内に所在する土地 ・200㎡以上 ②都市計画区域内に所在する大規模な土地 ・市街化区域 5,000㎡以上			
【手続き】 ○所轄部署へ届出書を提出（申請時に位置図・字図等を添付）			
旅館業の営業	○旅館業法 第3条	保健医療局保健所地域衛生部各衛生課（各区に窓口あり） 東衛生課 645-1112 博多衛生課 419-1125 中央衛生課 761-7351 南衛生課 559-5161 城南衛生課 831-4219 早良衛生課 851-6602 西衛生課 895-7094	
【対象】 ○ホテル・旅館、簡易宿所、下宿の営業許可			
【手続き】 ○所管部署へ営業許可手続き ※確認検査機関から保健医療局保健所地域衛生部各衛生課に通知（図面添付）、確認検査機関宛の文書回答をもって確認			
公衆浴場の営業	○公衆浴場法 第2条		
【手続き】 同 上			
興行場の営業	○興行場法 第2条	<あいれふ10階> 保健医療局保健所地域衛生部 医薬務・衛生推進課 791-7272	確認迄
【手続き】 同 上			

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考	
理容所、美容所の開設	○理容師法 第11条 ○美容師法 第11条	保健医療局保健所地域衛生部各衛生課 (各区に窓口あり) 東衛生課 645-1112 博多衛生課 419-1125 中央衛生課 761-7351 南衛生課 559-5161 城南衛生課 831-4219 早良衛生課 851-6602 西衛生課 895-7094 〈あいれふ10階〉 保健医療局保健所地域衛生部 医薬務・衛生推進課 791-7272	確認迄	
【手続き】 ○所管部署へ届出手続き				
クリーニング所の営業	○クリーニング業法 第5条			
【対象】 ○クリーニング工場、取次所 【手続き】 ○所管部署へ届出手続き ※クリーニング工場については、使用する溶剤、設備等により別途規制がある場合がある。				
化製場、畜舎等の設置	○化製場等に関する法律 第3条、第9条			〈あいれふ10階〉 保健医療局保健所地域衛生部 医薬務・衛生推進課 791-7272
【対象】 ○市街化区域における化製場、畜舎、ペットショップ、ペットホテルの設置 【手続き】 ○所管部署へ営業許可手続き				
特定建築物の届出	○建築物における衛生的環境の 確保に関する法律			
【対象】 ○特定用途に供する部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物 【手続き】 ○所管部署へ届出書を提出				
納骨堂の経営	○墓地、埋葬等に関する法律 第10条	各区 生活環境課 東 区 645-1024 博多区 419-1070 中央区 718-1092 南 区 559-5101 城南区 833-4087 早良区 833-4343 西 区 895-7053 〈本庁12階〉 保健医療局 生活衛生課 711-4273	確認迄	
【手続き】 ○所管部署へ営業・経営許可手続き			受付前	
浄化槽の設置	●建築基準法 第31条 ●浄化槽法	保健医療局 生活衛生課 711-4273		
【手続き】 ○所管部署へ設置届出・計画書の提出、確認申請書に収受印を押印した建築主事提出用(写)と添付書類を添付して提出				
医療施設等の許可・届出	○医療法等	保健医療局保健所地域衛生部各衛生課 (各区に窓口あり) 東衛生課 645-1081 博多衛生課 419-1090 中央衛生課 761-7325 南衛生課 559-5115 城南衛生課 831-4208 早良衛生課 851-6567 西衛生課 895-7072 〈あいれふ9階〉 保健医療局保健所地域衛生部 医薬務・衛生推進課 791-7263 ※届出様式・記載要領は、福岡市HP申請書ダウンロードを参照のこと	確認迄	
【対象】 ○病院、診療所、助産所、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、歯科技工所、衛生検査所 【手続き】 ○所管部署へ開設許可・届出手続き				
薬局、医薬品販売施設、医療機器販売(貸与)施設の許可・届出、毒物劇物販売施設の登録・届出	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ○毒物及び劇物取締法			
【手続き】 ○所管部署へ開設許可(登録)・届出手続き				

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
各種公害関係法令に規定された施設の設置 【手続き】 ○所管部署への届出手続き	○大気汚染防止法 ○水質汚濁防止法 ○騒音規制法 ○振動規制法 ○ダイオキシン類対策特別措置法 ○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例		設置前
特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出 【対象】 ○特定建築材料（仕上塗材、成形板等を除く）が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業 【手続き】 ○所管部署への届出（作業開始の14日前迄）	○大気汚染防止法 第18条の17	<本庁13階> 環境局 環境保全課 733-5386 ※届出様式・記載要領は、福岡市HP申請書ダウンロードを参照のこと	作業開始前
建築物等の解体等工事に係る石綿事前調査結果の報告 【対象】 ○建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上 ○建築物の改造・補修：請負金額の合計が100万円以上 ○工作物*の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上 ※工作物は環境大臣が定めるものに限る 【手続き】 ○石綿事前調査結果報告システムによる所管部署への報告（工事着手前迄）	○大気汚染防止法 第18条の15第6項		工事着手前迄
特定建設作業の届出 【手続き】 ○所管部署への届出手続き（作業開始の7日前迄）	○騒音規制法 ○振動規制法	[提出先] 各区 生活環境課 東 区 645-1024 博多区 419-1070 中央区 718-1092 南 区 559-5101 城南区 833-4087 早良区 833-4343 西 区 895-7053 <本庁13階> 環境局 環境保全課 733-5386 ※届出様式・記載要領は、福岡市HP申請書ダウンロードを参照のこと	作業開始前
土地の形質の変更の届出 【対象】 ○3,000㎡以上の土地の形質の変更 ○現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地における900㎡以上の土地の形質の変更 ○土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地における900㎡以上の土地の形質の変更 【手続き】 ○所管部署への届出手続き（着手予定日の30日前まで）	○土壌汚染対策法 第4条第1項、第3条第7項	<本庁13階> 環境局 環境保全課 733-5386	着手前

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
アイランドシティ内における施設整備等の届出			
【対象】 ○アイランドシティ内における施設整備	○アイランドシティ環境配慮指針	＜本庁13階＞ 環境局 環境調整課 733-5389	確認迄
【手続き】 ○所管部署との協議・届出（施設整備計画書、着手届、完了届）等 ※施設整備計画書を変更する場合は、その都度届出が必要			
事業系一般廃棄物及び資源物の保管場所の設置の届出 （事業用途部分の延べ床面積1,000㎡以下は届出不要）	○福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	＜本庁13階＞ 環境局 収集管理課 711-4346	受付前
【手続き】 ○所管部署への届出及び確認申請書に承認を証する合議押印			
共同住宅における一般廃棄物の保管場所の設置の届出			
【対象】 ○3戸以上の共同住宅（長屋を除く）			
【手続き】 ○所管部署への届出及び確認申請書に承認を証する合議押印			
産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処分業の許可	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱 ○産業廃棄物処理施設の設置者に対する事前指導要領	＜本庁13階＞ 環境局 産業廃棄物指導課 711-4303	
【手続き】 ○所管部署との協議			
自動車リサイクル解体業・破砕業の許可	○使用済自動車の再資源化等に関する法律		
【手続き】 同 上			
廃棄物が地下にある土地の形質変更に係る届出（産業廃棄物：指定区域有り）	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の19		
【手続き】 同 上			
廃棄物が地下にある土地の形質変更に係る届出（一般廃棄物：指定区域有り）	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○「廃棄物が地下にある土地の形質の変更」に係る事務処理要領	＜本庁13階＞ 環境局 施設部施設課 711-4312	
【手続き】 ○所管部署との協議			
旅館等設置に関する指導	○福岡市旅館等設置規制指導要綱	＜本庁13階＞ こども未来局 こども健全育成課青少年健全育成係 711-4188	
【手続き】 ○計画の公開（標識設置、周辺住民等への説明）、所管部署への事前協議書提出及び確認申請書に承認を証する協議済証明押印			
カラオケボックスの設置等に関する指導	○福岡市カラオケボックスの設置等に関する指導要綱		
【手続き】 同 上			
生産緑地地区内の建築等制限	○生産緑地法 第8条	＜本庁14階＞ 農林水産局 農業政策課 711-4852	
【手続き】 ○所管部署との協議			
農業振興地域内の農用地区域内における開発行為の制限	○農業振興地域の整備に関する法律 第15条の2		
【手続き】 同 上			

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
土砂埋立て等の行為の規制 【手続き】 ○所管部署との協議及び許可手続き	○福岡市土砂埋立て等による 災害発生の防止に関する条例	＜本庁14階＞ 農林水産局 森づくり推進課 711-4846	受付前
森林伐採の届け出等 【手続き】 ○所管部署との協議及び伐採の届出、森林の所有者の届出	○森林法		
埋蔵文化財包蔵地内における建築制限 【手続き】 ○所管部署との協議・届出及び確認申請書に承認を証する合議押印又は事前審査 報告書の添付	○文化財保護法 第93条	＜本庁14階＞ 経済観光文化局 埋蔵文化財課 711-4667	
大規模小売店舗の新・増設の届出 【対象】 ○店舗面積 1,000㎡超 【手続き】 ○所管部署との協議（受付後、建築審査課から政策調整課に事務連絡）	○大規模小売店舗立地法	＜本庁14階＞ 経済観光文化局 政策調整課 711-4326	
特定工場の建築・改修における緑地面積等の確保（届出） 【対象】 ○敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業等 【手続き】 ○所管部署との協議（受付後、建築審査課から政策調整課に事務連絡）	○工場立地法		
流通業務地区内の立地規制 【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請書に許可等を証する副申書を添付	●流通業務市街地の整備に関する法律 第2条、第5条、第37条 ●都市計画法第53条	＜博多区博多駅前2丁目9番28号： 商工会議所ビル2階＞ 経済観光文化局 経営支援課 事業支援係 441-2027	
臨港地区内の建築物等の用途規制 【手続き】 ○確認申請書に意見書(写)を添付 ※建築基準法第43条に基づく許可が必要（一部道路を除く） 窓口：＜本庁4階＞ 住宅都市みどり局 建築指導課道路判定係 711-4584	●港湾法 第40条 ○博多港の臨港地区内の分区 における構築物の規制に関する 条例	＜博多区沖浜町12番1号： 博多港センタービル5階＞ 港湾空港局 港湾管理課 282-7173	
臨港地区内における行為の届出 【対象】 ○床面積2,500㎡以上又は敷地面積5,000㎡以上の建築物等の新設又は増設 【手続き】 ○所管部署への届出（工事の開始の日の60日前まで）	○港湾法 第38条の2		
臨港地区内における建築物等の景観協議・届出 【対象】 ○すべての建築物、工作物 ※景観法の届出の対象となる場合並びにアイランドシティ地区及び香椎パークポート地区の 港湾関連用地の場合は、右記指針に基づく届出は不要（所定の手続きが必要） 【手続き】 ○所管部署との協議・届出等	○博多港景観形成指針	＜博多区沖浜町12番1号： 博多港センタービル8階＞ 港湾空港局 計画課 282-7131	

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
港湾隣接地域内（海岸保全区域内を除く）の工事等の許可	○港湾法第37条 ○博多港港湾区域等管理条例第3条	〈博多区沖浜町12番1号： 博多港センタービル 5 階〉 港湾空港局 港営課 282-7234	
【対象】 ○岸壁等の水際線から一定の範囲内においてする構造物の建設等			
【手続き】 ○所管部署との協議及び許可手続き			
港湾隣接地域内（海岸保全区域内）の工事等の許可	○港湾法第37条 ○博多港港湾区域等管理条例第3条 ○海岸法第8条	〈博多区沖浜町12番1号： 博多港センタービル 5 階〉 港湾空港局 港湾管理課 282-7173	
【対象】 ○護岸の水際線から一定の範囲内においてする構築物の建設等 ○深さ1.5mを超える掘削又は切土、1㎡につき10トンを超える盛土			
【手続き】 ○所管部署との協議及び許可手続き			
アイランドシティ内における建築行為等の届出	○アイランドシティ・デザインガイドライン（まちづくりエリア） ○アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン（みなとづくりエリア）	〈博多区沖浜町12番1号： 博多港センタービル 5 階〉 港湾空港局 計画調整課 282-7041	受付前
【対象】 ○すべての建築物、工作物			
【手続き】 ○所管部署との協議・届出等 ※建築物の色彩、緑化、広告物等の外部景観に関する行為等も対象とする。			
香椎パークポート内における建築行為等の届出	○アイランドシティ港湾関連用地・香椎パークポート景観形成ガイドライン	〈博多区沖浜町12番1号： 博多港センタービル 5 階〉 港湾空港局 計画調整課 282-7041	
【対象】 ○すべての建築物、工作物			
【手続き】 ○所管部署との協議・届出等 ※建築物の色彩、緑化、広告物等の外部景観に関する行為等も対象とする。			
地下鉄区域内の建築規制	●都市計画法 第53条	〈中央区大名：中央区役所上〉 交通局 技術課 732-4164	
【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請図書に許可等を証する許可済押印			
地下鉄近接区域内の建築計画に関する協議			
【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請図書に承認を証する合議押印			
消防法に関する制限	●消防法 第9条、第9条の2 第17条	消防局 指導課 725-6621（消防法に関する制限） 消防局 指導課 725-6991（危険物の貯蔵・取り扱いの制限等） 各区管轄消防署予防課 東 683-0119 博多 475-0119 中央 762-0119 南 541-0219 城南 863-8119 早良 821-0245 西 806-0642	確認迄
【対象】 ○建築物の防火に関する指導 ○火を使用する設備、器具等に対する規制 ○住宅用防災機器 ○防火対象物の消防用設備等の設置、維持			
【手続き】 ○建築基準法第93条の同意又は通知			
危険物の貯蔵・取扱いの制限等	○消防法 第10条		
【手続き】 ○所管部署との技術上の基準に関する協議			

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
火薬類取締法に関する制限 【手続き】 ○所管部署との技術上の基準に関する協議	○火薬類取締法 第3条、第5条、第11条、第12条	消防局 指導課 725-6615	確認迄
高圧ガス保安法に関する制限 【手続き】 ○所管部署との協議及び許可手続き	●高圧ガス保安法 第24条 ○同法 第5条、第15条、第16条、第17条の2、第20条の4、第24条の2、第49条		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する制限 【手続き】 ○所管部署との協議及び許可手続き	○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第3条、第11条、第16条の2		
国定公園内の建築制限 【手続き】 ○特別地域：所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可書(写)を添付 ○普通地域：所管部署との協議及び確認申請書に届出を証する書面を添付	○自然公園法 第20条、第33条	<県庁3階> 福岡県環境部 自然環境課 643-3369	受付前
県立自然公園内の建築制限 【手続き】 ○特別地域：所管部署との協議、許可手続き及び確認申請書に許可書(写)を添付 ○普通地域：所管部署との協議及び確認申請書に届出を証する書面を添付	○福岡県立自然公園条例 第17条、第27条		
災害危険区域の建築制限（急傾斜地の崩壊危険区域） 【手続き】 ○許可又は認定の対象物件は、確認申請書に許可証(写)又は認定通知書(写)を添付	○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第7条 ●建築基準法 第39条 ●福岡市建築基準法施行条例 第3条、第4条	福岡県福岡県土整備事務所 641-6581 " 前原支所 322-2961 福岡県那珂県土整備事務所 513-5563 <本庁4階> 住宅都市みどり局 建築指導課 711-4575	
砂防指定地内における行為の制限 【手続き】 ○所管部署との協議	○砂防法 第4条	福岡県土整備事務所 641-6581 " 前原支所 322-2961 福岡県那珂県土整備事務所 513-5563	
地すべり防止区域内における行為の制限 【手続き】 ○所管部署との協議	○地すべり等防止法 第18条、第42条	福岡県那珂県土整備事務所 513-5563	
土砂災害特別警戒区域内での開発行為等の制限 【手続き】 ○所管部署との協議	○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第10条、第17条	福岡県県土整備部砂防課 643-3678 ※特定開発行為許可の該当性の確認、申請書・届出書類の受領については、管轄の県土整備事務所 福岡県福岡県土整備事務所 641-6581 " 前原支所 322-2961 福岡県那珂県土整備事務所 513-5563	
	○都市計画法第33条	※都市計画法による開発行為についての相談は開発・建築調整課（福岡市）	
	●建築基準法施行令第80条の3	※建築物の構造基準についての相談は建築審査課（福岡市）	

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

●：建築基準関係規定 ○：その他の規定

規 制 内 容 ・ 手 続 き	根拠法令等	所 管 部 署 ・ 協 議 先	備 考
重要無線通信伝搬障害防止区域内における高層建築物等に係る届出	○電波法第102条の3	〈熊本市西区春日2-10-1： 熊本地方合同庁舎〉 総務省九州総合通信局無線通信部 陸上課 096-326-7859	確認迄
【対象】 ○防止区域内で地表高31mを超える建築物			
【手続き】 ○所管部署との協議・届出及び確認申請書に許可証(写)を添付			
福岡空港周辺（福岡市及び周辺市町村）の建築物等の高さ制限	○航空法第49条、第56条の3	福岡空港高さ制限回答システム https://secure.kix-ap.ne.jp/ fukuoka-airport/ 福岡国際空港株式会社 623-0636	受付前
【手続き】 ○福岡空港高さ制限回答システムで照会 ※滑走路増設による新たな高さ制限あり ○所管部署への照会（法で定める制限高を超えるおそれがある場合のみ）			
風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、店舗型性風俗特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の届出	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第3条、第27条、第31条の22、 第33条	東 警察署生活安全課 643-0110 博多警察署生活安全第一課 412-0110 中央警察署生活安全第一課 734-0110 南 警察署生活安全課 542-0110 早良警察署生活安全課 847-0110 城南警察署生活安全課 801-0110 西 警察署生活安全課 805-6110 臨港警察署生活安全刑事課 282-0110	
【手続き】 ○所管部署への事前相談並びに許可申請及び届出			
特別高圧送電線線下周辺の造成及び建築等行為	○電気事業法第39条、第57条	〈電気ビル新館6階〉 (株)九電ハイテック福岡支社 送電グループ 733-8417	
【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請書に承認を証する同意書(写)又は協議事跡を添付			
3階建以上の共同住宅に設ける都市ガス機器設置	○ガス事業法第40条の4	西部ガス(株)供給本部福岡設備部 設備設計グループ 633-2983	
【手続き】 ○所管部署との協議及び確認申請書に[ガス設備打合せ議事録]を添付			